

旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程

(平成 19 年 4 月 1 日旭医大達第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。), 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環 境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、日本学術会議が策定した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月 1 日。以下「ガイドライン」という。)に基づき、旭川医科大学(以下「本学」という。)における動物実験等の適正な実施方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 動物実験等のため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 動物実験等 前号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験等を行うため、事前に立案する計画をいう。
- (4) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
- (5) 実験室 実験動物に実験処置を施す室をいう。
- (6) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (7) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する教育研究推進センター長をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (9) 動物実験責任者 各講座・学科目及び施設等において、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (10) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 指針等 基本指針及びガイドラインをいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学において行われる動物実験等の適正な実施について総括管理する。

(動物実験委員会)

第 4 条 この規程の適正な運用を図るため、本学に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験等の承認)

第 5 条 動物実験責任者は、動物実験の実施に当たって、法及び飼養保管基準に則し、代替法の利用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)及び苦痛の軽減(Refinement)の 3R の理念を踏ま

え、別に定める様式により動物実験計画書を作成し、学長の承認を得なければならない。承認を得た実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、その承認又は不承認の決定を行うものとする。

第6条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準及び指針等並びに前条で承認を得た動物実験計画書に記載された事項を遵守しなければならない。

(実験実施後の報告)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等について、別に定める様式により、使用実験動物数、計画からの変更の有無及び動物実験等の成果等について学長に報告しなければならない。

(飼養保管施設及び実験室の承認等)

第8条 動物実験責任者は、飼養保管施設及び実験室を設置等する場合、別に定める様式により学長に申請し、委員会の審査を経て承認を得なければならない。

(飼養保管施設及び実験室の廃止)

第9条 動物実験責任者は、飼養保管施設及び実験室を廃止する場合、別に定める様式により学長に届け出なければならない。

2 管理者は、飼養保管施設及び実験室を廃止する場合、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の施設等に譲り渡すよう努めなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第10条 動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的及び動物愛護の観点から適切に行なわなければならない。

(教育訓練)

第11条 動物実験実施者又は飼養者は、動物実験又は飼養保管に必要な教育訓練を受けなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 旭川医科大学における動物実験に関する指針(昭和63年10月26日学長裁定)は、廃止する。

附 則(平成23年4月13日旭医大達第124号)

この規程は、平成23年4月13日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。